# 入　札　説　明　書

令和８年１１月　５日

上下水道部水道施設課

１．工 事 名　　市道Ｅ第５８３号線外８線舗装復旧工事

２．工事場所　　狭山市　柏原　地内

３．工　　期　　契約日より　令和９年　３月２６日まで

４．工事概要　　舗装工　　t=3cm　A=13 ㎡

舗装工　　t=5cm　A=3,500 ㎡

区画線工　一式

５．設計図書　　本書に添付してある設計図書は次のとおり。

・工事仕様書　　１　部

・設　計　図　　２　枚

６．工事範囲　　設計図書の書き入れ範囲とする。ただし、設計図書等に書き入れがなくても、本工事の完成に必要なものは本工事に含むものとする。

７．施工上の諸注意

・工事の施工に際し設計図書を把握し、埼玉県土木工事実務要覧（以下「県要覧」という。）、狭山市建設工事請負契約約款、に則り施工すること。

・官民境界杭及び既設構造物には十分注意すると共に、私有地内工事については所有者の了解を必ず得ること。また、私有地内工事の施工に際しては細心の注意を払うこと。

・予め住民等へ工事内容を説明し理解協力の依頼をすると共に、その際は苦情が発生しないよう対応等は十分に注意すること。

・当該工事に関し、資材置場として農地借地（一時転用等）をする場合は、所定の手続きを行うこと。

・当該工事に関し、道路使用許可を遅滞なく得て施工すること。

・当該工事に関し、消防署、警察署等への関係書類の届出をすること。

・担当者との連絡は、密に行うこと。

８．その他

・現場着手前に施工計画書、材料承諾書を提出すること。

・工期を厳守すること。

・COBRIS に登録の上、再生資源利用計画書・実施書、登録証明書を提出すること。

また、計画書については、現場掲示すること。

・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和及び兼任に関する取扱い」の対象とする。

９．設計図書等に関する質問回答

・質問方法：質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。

・提出期限：令和８年１１月１１日（水）　午前１０時まで

・回答方法：質問があった場合は、狭山市公式ホームページに記載します。

・回　　答：令和８年１１月１６日（月）　午前１０時から